

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
名 称 株式会社ジャパンクリーン
代表取締役 杉澤 養康

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和7年12月17日

4 処分の理由

被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6で準用する場合を含む。）に該当したことにより、令和7年9月24日付で群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。

このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第4号該当）。

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、吉川
電話 026-235-7164（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2829
FAX 026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp